

鳥取県告示第 507 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第 77 条の 35 の 5 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
財団法人日本建築総合試験所
大阪府吹田市藤白台五丁目 8 - 1
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
大阪府大阪市中央区谷町二丁目 3 - 12
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成 19 年 6 月 20 日